

キリスト教の禁止と類族改め

—『玖珠町史』の編纂に合わせて—

甲斐素純

一、キリストの禁制

キリスト教を禁止する法令、つまり「禁教令」について『日本史広辞典』(山川出版社)を繻いてみると、次のようにある。

江戸幕府による慶長一七・一八年の法令をさす場合が多い。一六一二年(慶長一七)三月二一日、幕府は駿府・江戸・京都に禁教令を布告し、教会の破壊と布教の禁止を命じた。これは直轄領に対するものとされているが、諸大名は「国々御法度」として受け止めており、直轄領にのみ限定されたものではない。その後キリストン弾圧が進行し、翌年一二月一九日(一六一四年一月二八日)には重ねて禁教令が布告され、二三日には徳川家康が以心崇伝いしんすうでんに命じて起草させた、「伴天連追放文」が將軍秀忠の朱印を押して全国に公布された。そして翌年(慶長一九)宣教師の国外追放と京都・長崎などの教会の破壊が行われ、禁教令は全国的に広まつていった。

キリストン禁制に端を発したのに、壇那寺制度・寺請制度・宗門改と絵踏の制度があり、それらは江戸時代を通じて全國にまんべんなく実施されたのである。

このようにキリストンの弾圧が進行していく江戸初期、玖珠でも迫害が行われたことを示す事例を紹介する。一六一五年(元和元一二年)の記事として

豊後の重要な地(玖珠カ)クフで、九人のキリストンが、手足を縛られ俵につめられて、寂しい場所に曝され、野獸の餌食に供せられた。彼等は、全く飲食せずに某所におること四日五晩、中には婦人や子供もあつて、中一人は僅かに四才であった。領主は彼等の勇氣を感じ、之を殺すことを望まず、遂に釈放した。⁽¹⁾

とある。

なお前記の文と同類の物と思われるのが、次の文章である。この文の方が説明が詳細であるが、九名のキリストンや人里離れた場所に置き去りにされ四日五夜食べ物もないことや、子供の一人は四歳であつたことなど、同じである。ただ冒頭の「豊後の主要な地、久住」が「クフ」と異なつてゐる。

豊後の主要な地、久住には、他の立派なキリストンたちに加えて九名のキリストンがいた。彼らは暴君に従おうとしなかつたために、筵をかぶせられ手を縛られた上、素足のままで市(まち)から追放され、遠く人里離れた場所に置き去りにされた。そこは、その辺りにいるかもしれない狼に見つけられれば襲いかかられる危険のある場所であった。彼らは暴君の命令により、その場所で四日五夜、食べ物もなく過ごさざるを得なかつた。彼らの中には婦女、子供もあり、子供の一人は（わずか）四歳であつた。彼らは勇氣を奮い起こして聖なる教えにすがつて（この）試練に耐えた。子供たちが父親に失望してはいけないと言つて励ましたことは特筆に値する出来事であつた。当然のことながら、父親たちは憂鬱な思いで心を煩わせてゐた。なぜなら、（彼らには）この子供たちを助ける術もなく、（やがては）彼らが飢えのために死ぬ姿を見るははずだつたからである。暴君は（このような手段では）名譽ある勝利を得られないと悟つて、さつそく、家臣の一人に彼ら全員を殺すよう命じた。しかし、（実際には）秘かに合図をして彼らを自由にし解き放つよう命じた。こうして、彼らは追放処分を受けることになつた。⁽²⁾

キリストンの禁制は全国的な法規であったので、諸藩の法令集でも必ず最初の方に表れる。例えば、幕府が出した寛延三年（一七五〇）の「御仕置五人組帳」によれば、

一、切支丹宗門之儀、累年御制禁之通堅相守、五人組限常々心を付、不審成者有之者、早速可注進之、若隠置他所より於顯は、庄屋五人組者不及申、一類共に急度曲事可申付候、勿論此跡々毎年老人別ニ宗門相改、正月中帳面仕立差出、人別ニ絵踏可仕候、且又寺者一寺住僧並隠居に可成惣領共、山伏者官位仕候者計除之、其外弟子召仕等者、百姓同前に絵踏可申付事

とある。これ意外にもキリシタンに関する条目が続くが、ここでは省略する。

玖珠町大字戸畠、萩ヶ原の旧道沿いにある小田實己氏宅には、「年貢皆済目録」他多くの古文書・資料が保存されているが、

「高札」もその中にある。文政一三寅年（一八三〇）三月に日田郡代塩谷大四郎によって出された野火の高札や、

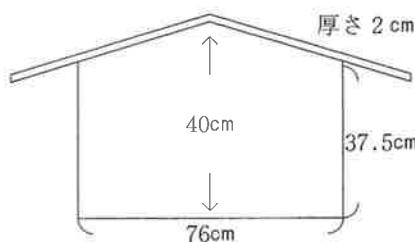
慶應四年（一八六八）三月太政官より出された「切支丹高札」がある。小田家の小字名を「高札」といい、旧道沿いにかつてこれら高札類が掛かっていたようだ。

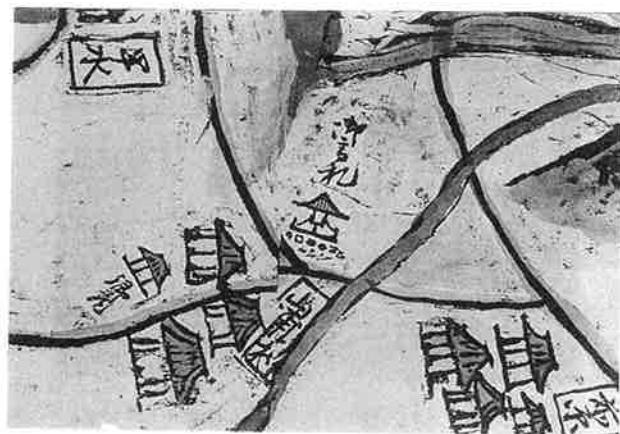
なお同様の高札類は、旧小田村の庄屋であった緒方勝彦氏宅（江戸期は橋爪姓を名乗る）にもある。キリシタン高札は、慶応以前何度もその取締りにあたって出された。そしてこの制札は、他の高札類と異なり賞金が掛けられていた。

キリシタンの密告に対して賞金を出した例は、元和八年（一六二二）京都で初めて行なわれ、長崎では寛永三年（一六二六）に行なわれた。そして幕府の全国的な制度となつ



（小田實己氏所蔵、玖珠町史編纂室提供）
(以下、同じ)





～「御高札」の場所が
示されている山浦村絵図(部分)～

たのは、島原の乱後の寛永十五年（一六三八）九月からであった。賞金額は次第に増加し、やがて天和二年（一六八二）に最高額に達し、幕末までそのまま続いた。⁽³⁾

キリストン禁制を含めた高札類は、全国津々浦々の村々の中心地、城下など人々の集まる場所、庄屋宅附近に建てられ、公的な管理下に置かれた。村々が作成する「銘細帳」や「村鑑帳」類には、必ず「御制札」のことが記され、「切支丹類族無御座候」とある。村絵図にも必ず、村の公的倉庫としての「郷倉」の設置場所と共に、「御高札」の位置が描かれている。

例えば、元禄十四年（一七〇一）八月の「山浦村絵図」（玖珠町大字山浦、渡辺文太郎氏所蔵）には、「泊り・杉ノ河内・花香」の集落に郷倉が描かれ、庄屋河野氏の居住地花香には、高札場が示されている。

二、宗門改

宗門改と、それに伴う人別帳の作成は表裏一体のもので、「宗門改人別帳」は一種の戸籍簿の役割を果たしていた。宗門改の際、出産・死亡・結婚・養子縁組・転居などの変更を記入する。そして最終的には、幕府の宗門御改役へ提出しなければならなかった。

「宗門改」は毎年行われ、その実施時期は各藩によつて異なるが、「杵築藩」では毎年正月に行われていた。「絵踏」は五ないし七年目にのみ行われたのに対し、宗門改は毎年の行事であった。⁽⁴⁾ なおこの宗門改は、明治の初めまで続けられ、明治四年（一八七一）四月の新しい戸籍法によつて廃止された。

さて、森藩における十九世紀の宗門改めについて、玖珠町教育委員会所蔵の『御記録書抜』を頼りに若干記してみたい。
『御記録書抜』（以下、同書名は省く）の「天下御吉事（以下、略）」の文化五年（一八〇八）七月廿七日条をみると、寺社奉行の朝山多仲・田坂長太夫より家老の久留嶋求馬助・朝山十郎兵衛あてに差し出された「人別御改帳」は、幕府へも提出された。

覚 堅紙

一、文化五辰年三月切支丹宗門御改、例年之通御家中在町銘々歸依之寺請之上、誓詞血判為仕、一家壱人邪仏為踏、不審成宗門之者、老人茂無御座候処、如件

文化五辰年七月廿五日 朝 山 多 仲印

田坂長太夫印

久留嶋求馬助殿

朝山十郎兵衛殿

覚

御家中高下寺社共

一 男女千三百九拾五人

内

男 七百四拾三人

女 六百五拾武人

三郡在町

一 同 壱万弐千百四拾二人

内

男 六千四百六拾弐人

女 五千六百八拾弐人

岩室村

一 同 七百拾弐人

内

男 三百七拾八人

女 三百三拾四人

惣合壱万四千弐百五拾壱人

去卯年ニ三拾八人増

右者、文化五辰年三月御改御帳面ニ御座候、以上

文化五辰年七月廿五日 朝山多仲印

田坂長太郎印

久留嶋求馬助殿

朝山十郎兵衛殿

前記にあるように切支丹宗門御改は例年の通り行われ、各々帰依する壇那寺の寺請証文を受け、誓詞血判が必要であり、一家に一人邪仏（キリスト像）を踏んで切支丹でない旨を証明した。この御改は、三月に実施されている。「岩室村」のみ別途記

されているのは、同村が分家の久留嶋領(旗本領)であり本家(藩)がそれを代行している。

次の文書は慶応元年(一八六五)の同種のもので、語句に若干の相違があるが藩内の宗門改めの最終報告を、家老に提出した文書である。



～ 玖珠町大字森、河上隆幸氏所蔵 ～

「諸被仰渡・御役替・神文」の文化六年(一八〇九)二月廿八日条をみると、「以來宗門惣改之節、在心得之義、在之通」といい、以下注意事項が列挙されている。前記の「切支丹宗門御改」と異なり、ここでは「宗門總改」とあり、区別されている。そして心得書きのあとに、「右ハ當年十年改ニ付、去ル寛政十二申年(一八〇〇)被仰出候通り可相守旨」とあるように、森藩では十一年目ごとに總改め、つまり藩内全員の踏絵をしたものと思われる。また、「神社・祭礼・御祈禱・社人・山伏・座頭」の天保七年(一八三六)四月一日条をみると、「両郷五穀成就御祈禱、例年三月十五日ニ御修行御座候處、當年ハ十年目人別御改ニ差支候趣ニ付、今日於松信神樂仕候段、御代官より届有之」とある。森藩では十年毎の總改めが、守られていたことが分かる。

次にその「心得」とは、領内を廻る役人つまり寺社奉行以下に対する賄いなど、村方の方法である。まず第一は、膳部は一汁三菜に限る。次に酒を出すのは各村で改めが済んだ後、一度だけ差し出すこと。但し吸物一、肴は三種のみで、お附の者は肴一種、酒は三盃に限る。次に、夜食は出さない。これらの賄用は、全て村中にある産物で調えるようにす

ること。次に、庄屋宅の掃除は格別であるが、その外については出来るだけ村の夫役にならないように、また村中での支出が少なくなるように心掛けること。次に、宗門改めにあたってはその場所より遠方の組から先に相済ませ、済み次第に早々帰宅させるようにすること。以上のことを記した書状は、三郡へそれぞれ渡され、村役人・末々の者まで周知徹底が図られた。

文化十年（一八一三）十一月十九日条をみると、船頭の野上七蔵は春の御改の時お供で大阪に出張しており、踏絵をするため十八日森の藩庁へ出頭してきた。ところが寺社奉行の一人は入湯で留守で、また他の一人は産褥さんじょくにつき兩人共差しつかえがあり、さらに大会所奉行も不快であつたので、翌朝（島）五郎左衛門が見屈として出頭し、「絵踏血判」をさせている。「絵奉行、郷頭申付、絵箱持小使差出候」とある。郷頭に絵奉行をさせ、小使に絵箱持ちをさせたとある。

以上のことから、宗門改当时所用で留守をしていた者は、後日絵踏血判をしなければならないことや、絵踏用の絵箱は藩庁に常時保管していることが分かる。他藩のように、長崎まで借用に行かなくて済んだのである。このことは、後で記す島原の乱直後に久留嶋通春へ下附された「吉利支丹之絵」と、関連するのではないかだろうか。

「在方」の文化七年（一八一〇）六月十九日条をみると、同年三月改の「玖珠郡之内、岩室村」の人数七百廿六人の男女人数が記されている。そしてそれは、「江戸表御用使、飯田町様ら岩室村人別御改御書上被成候付」とある。江戸からの便りで、江戸飯田町に住む旗本家の依頼で、調査したものである。「七年目公儀御改ニ付」とあり、旗本領は七年目毎の御改、人別書付けを幕府へ提出しなければならなかつたようだ。

左の文書（写真）は、文久四年（一八六四）子正月二十八日付の岩室村庄屋・小庄屋（三人）・組頭（九人）連名の、「宗門御改ニ付、仕上一札之事」である。宛名の二名は、恐らく担当の幕府役人であろう。

「寺院・宗門」の文政九年（一八二六）三月十二日条によると、次のようにある。

三月十二日

宗門改め文書



～ 河上隆幸氏所藏文書 ～

荒井茂左衛門

右ハ爲宗門改、明日頭成表へ致出役候段、御届罷出候、右ニ付若黨三人道具持
壱人ツト挾箱持壱人ツト雨具持壱人ツト、繪奉行書役宿利源太夫同人雨具持在夫
老人繪廻し小人老人、申付候

このよう宗門改めに際しては、横山・荒井の両寺社奉行以下、諸役人が廻村した。

通常は、寺社奉行以下は諸道具持參で各村々を廻村するのであるが、時には両郷

(古後郷・帆足郷)つまり玖珠郡内の森藩領内のみは、人々を森城下の一ヶ所に集めて、
宗門改めをしていた。文政十年(一八二七)三月廿三日条をみると、この時は「御扶持
方」の建物では手狭とのことで、「斗り蔵」(年貢を計る蔵)で実施している。

一、両郷御改、十年目ニハ村々へ寺社奉行出在御改之処、當年ハ例之通寄改被仰
付候、両郷者是迄御扶持方ニ而相改候処、同所ニ而ハ手狭ニ付斗リ蔵ニ而御改被
下候様、庄屋共々願出候由、依之斗リ蔵へ寺社奉行居所等相拝候義ハ、人夫村方
△差出候様御代官へ申遣、道具類ハ御木屋△御かし被成候旨申遣候(△は筆者
の注)

次に「御吉事・御規式・御祝儀」の天保九年(一八三八)正月六日条をみると、正月
六日が初寄会で家老以下諸役人が出仕して、本年初めの重役会議がもたれた。その際
寺社奉行中より宗門改めの儀を行つたところ、「御家中高下ハ例年之通春改ニ致し、
在中ハ秋改ニ被仰付候、但當年ハ御巡見使之御沙汰ニ付、若春中ニも御下向可有之哉、
右之通被仰付候、」とある。幕府の巡見使が春にも下向してくればその対応で多忙に

なるので、藩家の社寺も含め武士階級のみ春改めを実施して、在中の一般庶民は秋改めに決した。

三、絵踏

キリストンが多かつた九州地方では、宗門改と共に絵踏も実施された。長崎・大村・平戸などでは毎年行われたが、キリストンにあまり縁のなかつた「杵築藩」では、七年目(六年目か)ことに行われた。「踏絵板」は最初長崎奉行所から借用したらしいが、後には小倉から借りてきたという。九州では長崎奉行所のほか、熊本藩と小倉藩に独自の踏絵板があつたという⁽⁵⁾。杵築藩では、たいてい二月中にまず城下町において行われ、それから本藩と分知で行われた。そしてその期間は、約一ヶ月を要したという。

H・チースリク博士が紹介する『長崎港草』には、「長崎ヨリ踏絵借用ノ國ハ、肥前島原・同平戸・大村・五島、筑後ノ久留米、豊後ノ木付・同竹田・同臼杵・同ク府内・同ク日田、日向ノ延岡、以上十ヶ所ナリ」⁽⁶⁾とある。「中津藩」では、享保三年(一七一八)以降安政五年(一八五八)の踏み上げまで、隔年に行われていた(『大分県史』近世篇II、「中津藩」参照)。

九州天領の中心地、代官(郡代)所在地の「日田」では、寛文六年(一六六六)に絵踏が始まつたといふ⁽⁷⁾。踏絵の板は長崎奉行所より借りたもので、天保八年(一八三七)の場合は三月十九日より郡代高木作右衛門の手代羽島寿平が出役し、城内筋陣屋より廻り始めている。「諸事例年之通相心得」るようにより、病人は「病人帳」を差し出させ、他出の者はなるだけ呼戻し、拠ん所なき分は老人別に取り調べるとある。⁽⁸⁾

慶應四年戊辰四月旧日田御役所附の役人より、明治新政府の命により日田県へ引き継がれた書類である『辰四月申送書』(昭和十一年五月・豊西史談会発行・孔版)所収の「宗門改」によると、「例年二三月之内百姓佐間見合手附手代差出壹人別、當才之もの迄踏絵申付」とある。宗門改は毎年二、三月中の農閑期に日田郡代の手附・手代が廻村して、一人づつ一才の子供まで親が抱いて踏絵をした。また「宗門踏絵改之儀、安政六年迄取斗來候處、御法則改り、切支丹宗門踏絵之儀、是迄年々長

崎奉行より貸渡来候得共、以来は相止」とある。安政七年以降は踏絵は免除されたが、宗旨人別改は以後も実施された。

このように宗門改めは、嚴重であった。

また卯正月十四日付で日田役所から日田郡村々庄屋・組頭あてに出された「御廻文并差上書附留」⁽³⁾によると、

一、当卯(文政二年)宗門絵踏之儀、三月上旬より廻村相改候問、宗門人別帳・五人組帳前々より仕来之通、無二間違一樣入念相改、早々相仕立、小前老人別持高不レ洩様相調、印形取揃、当月廿九日限可ニ差出一候、尤他出并留守居之もの病人名前帳、廻村先々差出改可レ請候

とある。この時は、三月上旬より廻村を始めている。玖珠の天領分も、これらの後に同人が廻村したものと思われる。なお廻村にあたっては、各村々に人足四人(内式人絵板持、式人駕籠壹挺)と輕尻馬壹匹を出させ、人足繼をさせている。

また、『諸家日記』⁽⁴⁾をみると、享保五年(一七二〇)には長崎へ踏絵用の絵板を取りに行つた役人が、一月二十一日に帰府している。そして同月二十六日より絵踏をはじめている。翌年は絵取役人衆が二月一日に長崎より帰り、同七日には豆田町で絵踏をしている。二月一日よりの絵踏開始が多いようであるが、一定していない。

「日出藩」の場合は、数年に一度の宗門改であつたようで、寛政二年(一七九〇)の『木下俊懋書院日記』の六月十一日の項には、「一、長崎江踏絵借之使者長沢定之進、今日出発也」とあり、同月二十三日に帰着している。⁽⁵⁾日出藩では、この頃は六・七月頃に絵踏が行われたのであろう。幕末では、日出藩士米良倉次郎(東嶋、帆足万里の高弟)の『東嶋先生崎津紀行』⁽⁶⁾が残されている。それによると、東嶋は藩命を帯びて「耶穌教徒銅板像」を長崎より借用するため、従者を率いて嘉永四年(一八五二)正月二十三日日出を出発した。そして翌月十二日帰着している。幕末では二月から三月にかけて、踏絵が行われたようである。

「杵築藩」の絵踏は、宗門奉行じきくに監督し、絵板を庭におき、それを見通せる奥座敷に奉行が座を占める。郡方役人・大庄屋が座敷や板間に居並ぶ。庄屋・郷足脇が入口に控え、宗門帳を台帳にして一人く「庭踏」をする。絵踏に際しては、

かぶり物を脱ぎ、裸足で踏む。身分によつて踏む時の場所が违い、庶民は庭踏であるが、武士や浪人は「座踏（家踏）」をした。
 「岡藩」では、元和六年（一六二〇）から厳しいキリシタンの説索が始まられた。その結果、領内からキリシタン信者が次々と捕ばくされ始めた。領内に、キリシタン信者が潜伏している事実が明らかとなり、より厳重な取締りと探索が必要となつた。そこで藩では、万治三年（一六六〇）三月踏絵を長崎奉行所から借用して、宗門改めに使用し始めた。

藩では、寛文四年（一六六四）八月十九ヶ条に及ぶ「覚」を発して、侍以下全領民に（男性のみ、女性は同十一年から）に対し、宗門改めを行うこととした。また翌年正月十四日には、切支丹奉行兩人が初めて任ぜられた^{〔1〕}。幕府は、寛文四年（一六六四）十一月二十五日に一万石以上の諸大名に対し、専任の宗門改役人を置くように定め、家中領内の宗門改を毎年すべきことを命じた。また同十一年十月三十日には、直轄地の代官に対しても宗門人別帳の作成を義務づけた^{〔5〕}。

また「肥後藩」では、寛文十二年（一六七二）から全人民を対象に「影踏」が行われている。毎年正月から始められ、各郡一定の順序に影形を持廻り踏ませ、四月下旬に終わつた^{〔16〕}。

岡藩では、寛文四年段階で踏絵制度が完全に整えられたのであるが、延享二年（一七四五）には郡奉行が宗旨奉行を兼務し、宗門改めの省力化が図られている。またこの時の踏絵改めの覚書によると、宗門改が惰性的になつてきたことを、関係奉行自身が認めている^{〔17〕}。

岡藩にあつて三十年来郡奉行兼宗旨奉行にあつた井上快助の、天保十二年（一八四一）の『絵踏紀行』^{〔18〕}が残されている。解説によると、本紀行は二月三日から同二〇日まで行われた、岡藩南部地方における宗門改めの日記である。文中「庄屋・宗旨横目出向ひ居るゆへ挨拶して行」とあり、各村の庄屋の下に宗旨横目がいたようだ。また、「踏場など菰にて畠ひ、玄閑前に捨る事なりしが、菰のあみ手間、畠の捨手間、廿人余の人夫費るゆへ、御幕を持參、鳥渡打廻し畠候はば、人夫費無之と議したれ共、いまだ決せず。」とある。井上快助は村民の出夫をなるたけ少なくしようと考へ、重臣会議に掛けたが、未だ決着しなかつたようだ。そこで今年は路地の内にて踏ませることとし（塀があつて畠に及ばぬゆえ）、菰畠ひを止めている。また、「踏

絵の節、諸賄・小使・水汲・湯沸等無量の費有之、雜費入目割方多きよしに付、此節賄目代並賄人召列、諸入目こまかに吟味させる」とある。さらに「其外賄小使等少略して、余程費をはぶけり。」とある。宗旨奉行が率先して、輕費節減に努めている。



踏絵之図 ~

二月十日の木浦町(宇目町大字木浦鉱山)の弥平次の家の絵踏みの説明では、「三の間にて乙名・組頭・山目代まで内踏の分済、木浦内村莊屋、下役まで引続に踏、夫より外踏の分は、庭にて踏。」とある。内踏は屋敷内の三の間で乙名以下下役までが踏み、一般は外踏みといい庭で踏ませてある。しかし、条件によつては全て内踏にした所もあつた。十四日は、昨夜中より雨になり昼頃より小雨となつたが、「其内雨は止たれども、門前庭内もかき田の如くなるゆへ、内踏也。」とある。雨で外踏の庭が泥田の状態になつたことから、全て内踏にしたようだ。

さて、ここに紹介する淡彩画は、内藤子興著の『五箇荘紀行』(内閣文庫蔵)所収の、二十四図の内の一つである。子興は天保七年(一八三六)前後、長崎代官の手附か手代として勤務していた人物といい、本書の内容は子興が長崎代官の命を受けて、「絵踏みあらため」(踏絵)のために熊本県五箇荘を巡回したときの、紀行文である。公的な記録というより、趣味的な文章である。

同書の天保七年四月朔日の条をみると、この日は久連子^{く連れこ}村庄屋緒方信太の出迎えを受け、信太方で絵踏あらためをしている。上の図は、庄屋宅で

の人別棟門改踏絵之図で、中央の敷物の上に座る人物が著者の子興であろう。右側の縁側の板張りに座り、人別帳を見て村人を順に読み上げている人が、庄屋の緒方信太であろうか。

さて、当「森藩」ではどのような型でキリシタンの取締りを実施したのであろうか。藩政を知る江戸初期・中期の史料がないので、この時期についてはよく分からぬ。ただ江戸後期の史料である『御記録書抜』に、一点関連史料が書き留められているので、紹介する。

成田勝氏はかつて「踏絵と起請文について」⁽²⁾という論文で、府内藩主松平(大給)主税助忠昭の富岡城在番と座縁の油絵について紹介している。それによると、島原の乱に際し松平忠昭と伊東大和守祐久は、富岡城在番を寛永十五年(一六三八)二月八日命ぜられた。そして在番は、五月末には終わつたのではないかといふ。これに関連して松平家の家老岡本家の文書を引用して、次のように説明している。

「切支丹踏絵出所ノ事」(岡本家文書)によると、忠昭・祐久は在番中に信綱から「切支丹ノ油絵」を渡され、天草の領民に対して「絵踏マセ御改被成候様ニト伊豆守(信綱)様御差図ニ付」宗門改めをおこなつた。そしてのち忠昭・祐久に対して「御自分之領内御改様ニト兩人之奉行(信綱に随行した勘定奉行能勢四郎太夫山本喜兵衛)被仰候付」後日の証拠のための添状とともに油絵を受け取つたのである。その添状はつぎのとおりである。

今度天草中ミノ者ニ御ムませ被成候切支丹之絵御在所へ御持參被成百姓共ニ御ムませ可成由御尤ニ存候
嶋原御在番衆モ其通リニ承リ候間御持セ被成年々モ御ムませ可被成候 恐惶謹言

六月二日

杉原四郎兵衛 在判

松平主税助様

人々御中

但私ニ御在番

本丸主税助様へハ座縁ノ絵

二ノ丸大和守様へハ礎ノ絵

右之通切支丹之油絵御貰被成候

この杉原四郎兵衛(府内藩の記録「松平左近將監忠昭公御代留記」(県立図書館所蔵)では、四郎右衛門とある)は幕府派遣の天草目付で、添状にある「嶋原御在番衆」とは杵築藩主小笠原忠知と森藩主久留嶋通春の二人である(『徳川実紀』)。成田氏は、「信綱の命令に忠実であれば、四人の島原・富岡御在番は帰任ののち、寛永十五年から切支丹の油絵により踏絵を実施したはずであるが、府内藩・森藩についてははつきりしていない。」という。

森藩の場合も、確かにこの時切支丹の絵を一枚もらつたようであるが、それ以降領内で年々踏絵がなされたのか、判然としない。森藩の諸記録の書抜きである『御記録書状』の十八(出火・雷・諸異変・洪水・大風・地震・捨子・変死)、「文化五戌辰年(一八〇八)・御在邑」の正月廿日の条に、次のようにある。

一切支丹繪壹枚、先年嶋原より御持參、左之通り寛永十四年肥前之内嶋原ニ而一揆蜂起仕候ニ付、同十五年正月九日小笠原壹岐守殿久留嶋丹波守嶋原城在番被仰付罷越候節、松倉長門守殿身上相果諸道具闕所被仰付候節、御目付會根下三十郎殿能勢四郎右衛門殿山中喜兵衛殿小笠原壹岐守殿、右御四人御差団を以申請來り、家中在々町人共へ踏セ申きり志たん繪

壹枚

寛永拾五年寅六月六日

抜書きをした柴田寿山(佐久間渡人)は、「私言」として次のように補注をしている。

柴田寿山 私言

右本文、大會所日記正月廿日之所記有之候得共、前後之訛書も無之、若ハ公邊より御尋ニ而も有之御書出等之扣ニも有之哉、其外御用日記類ニも相見ヘ不申、追而御勘考も可有之奉存候。これによると、森藩の重臣で有職故実にも詳しい当時七十歳代の寿山にしても、記録に留めただけで詳しいきさつを把握していない。「大會所日記」が現存していない今、これらの記録書抜が森藩を知る重要な唯一の資料となつており、寿山の功績は多大である。

なお富岡城二の丸在番を命ぜられた伊東大和守(祐久)の飫肥五万一千石では、踏み絵を始めキリシタン取り締まりはどのようであったのか。地元ではこれらに關し、あまり解説されていないようである。ただ、大正四年刊の『宮崎県大観』に、「チヨンガ(日向)国王の甥～伊東萬千代の事蹟～」と題する谷口炭山という新聞記者の文が掲載されている。それによると、伊東御三家筆頭の家系臣伊東駒千代氏(昭和三年没、六十一歳)の談ということで、

伊東家の宝庫に何代の頃より伝えたものかは知らず、美濃紙大で最も古びた絵画がある。基督が十字架上に磔せられてある図で、考証に資すべき記録も無いが為めに久しく疑問のまゝ秘蔵されてある而已である。

とある。

これらのことと紹介した吉田常政氏は、『飫肥地方の史跡考』^[2]の中で、

この「磔刑絵」は「踏み絵」ではないかと考える。それを裏付けるものは、昭和五年に開催された「南那珂郡郷土資料展覽会」の出品目録「郷土史料要覧」である。

この出品目録「第九類参考品類」の中に、「キリスト踏絵、寛永年間のもの、伊東子爵家所蔵」とある。という。昭和五年當時伊東家所蔵のキリスト踏絵は、まさに駒千代氏がいうキリストが十字架上に磔せられてある図であり、成田勝氏が紹介した府内藩岡本家文書の「二ノ丸大和守へハ磔ノ絵」と、同じ物と思われる。

飫肥藩でも森藩と同じく、後世それがなぜ伝来しているのか「考証に資すべき記録も無いが為めに」、関係者もよく分からずじまいで秘蔵されていたようだ。なおこの踏絵がその後どうなったのか、吉田氏に直接尋ねたが知らないといふ。また福島重元氏著の「飫肥藩とキリシタン」^{〔22〕}にも、「現在はどこにあるか確認していません」とあるのみ。

四、類族改め

貞享三年(一六八六)七月付で松平大和守から、川口源左衛門・宮城監物両名あてに提出された物に、「豊後國大分郡玖珠郡宗門親類書」^{〔23〕}というものがある。その後書によると、この宗門親類書は延宝二年(一六七四)十二月に、當時日田代官であった山田清左衛門利信が調査・提出した資料に基づき、日田藩主松平大和守直矩(七万石)がその後の異動を訂正・追加したものである。松平直矩は貞享三年山形に転封になり、その支配地が再び幕領となるに際して長崎奉行の川口・宮城両氏に宛てゝ差し出した書類が、これである。

本親類書は、當時日田藩領であつた大分郡・玖珠郡在住の、キリシタンの嫌疑を受けて召捕えられた二二〇名と、その家族・親族(四親等まで)についてその家族と父方・母方・縁者にわたり、その出身地・年令・縁故関係・罪状・処分及びその年月・現在地等の詳細について、記述されている^{〔24〕}。

この中に、右田村(九重町大字右田)居住の市右衛門こと了意(八十才)がいる。彼は、大分郡の稻葉右京亮領分の猪野村の生まれで、四十二年以前に玖珠郡へ移住している。切支丹ということで、寛文九年(一六六九)三月二十七日召捕えられ長崎へ送られていたが、同十一年十一月十七日帰された。了意の子十三郎(当時右田村居住)は中山田村(玖珠町大字中山田)の生まれで、同じく切支丹の疑いで寛文十一年八月十一日、召捕まえられた。日田に在籠し、延宝二年九月二十四日二十九才で竪死している。了意のもう一人の子庄助(十三郎の兄)も、中山田村が生国である。了意は四十二年以前玖珠郡へ移住したが、当初は中山田村に住んでいたことがわかる。

五、キリシタン遺物

玖珠町においてキリシタン墓や遺物の確かな存在は、今のところ認知されていない。かつて昭和五十七年三月に玖珠町教育委員会が刊行した『玖珠』（青少年地域活動促進事業）という小冊子には、大字森伏原の末広神社の清水御門側の金比羅宮の石祠を「キリシタン祠」としているが、確たる証拠は何もない。これは銘によると、安政六巳未歳（一八五九）三月吉日に森本加納近英が願主となり、伏原組の補助で作られている。藩の公的記録の抜書である『御記録書抜』（玖珠町教育委員会所蔵）を見ると、庚申塔を始め小さな石祠の造立設置にまで、藩の許可を必要としている。まして城下、藩主のお膝元の主要神社の入り口で、公然とキリストを捧めようもない。

前述した度重なる取り締まりを乗り越えて、しかも幕末玖珠の地で潜伏キリシタンがいたとはどうてい考えられない。

註

- (1) 『大分県史料』（15）キリシタン史料之二、二八九頁、昭和38年3月 大分県史料刊行会刊
- (2) 「八、ロレンゾ・デレ・ポツエ訳、イエズス会総長宛、一六一五・一六年度・日本年報」二四七・八頁、（『十六・七世紀イエズス会日本年報集』第II期第2巻所収、一九九六年九月・松田毅一監訳、同朋舎出版刊）。
- (3) 「肥後領キリシタンの捕縛について」豊田寛三・小林美恵子共著、（『大分県地方史』第95号所収、昭和55年1月・大分県地方史研究会刊）参照。
- (4) 「東国東郡におけるキリシタン」H・チースリーク著、（『大分県地方史』第54・55号所収、昭和45年1月・大分県地方史研究会刊）参考。
- (5) なお、『大分県史』近世篇IIの「中津藩」では、杵築藩は子、牛年の六年一回制（「杵築町役所日記」）という（五〇二頁）。

福岡・柳河・小倉・佐賀・唐津などの諸藩では、独自の踏絵によつて絵踏を実施した(片岡弥吉『踏絵』七七一八ページ)。長崎での絵踏が廃止されたのは、郡崩れから二〇〇年を経た安政五年(一八五八)のことである。」(二三六頁)という。

- (6) (4)に同じ、同書四五頁。
- (7) 『豊西記』・『豊後日田・永山布政所史料、上巻』
- (8) 日田郷土史料第11回配本、『御廻状留』三一頁、昭和44年1月・日田市教育委員会刊
- (9) 日田郷土史料第34回配本、『御廻文并差上書附留』平成7年3月・日田市教育委員会刊
- (10) 日田郷土史料第16回配本、昭和49年3月・日田市教育委員会刊
- (11) 『日出町誌』本編、昭和61年3月・日出町役場刊、七三九頁
- (12) 大分県立図書館内「郷土資料室」所蔵。
- (13) 『踏絵』片岡弥吉著、九八頁。
- (14) 『中川史料集』北村清士校注、昭和44年6月・新人物往来社刊、『竹田市史』中巻。
- (15) 『日本キリスト教史』(五野井隆史著、吉川弘文館刊)二三四頁。
- (16) (3)に同じ。なお『日本キリスト教史』(平成五年九月一日第二刷)では、「肥後熊本藩では寛永十二年に長崎奉行所から借りだした絵踏を使つて熊本の町人に影絵(熊本藩では、「踏」に代えて「影」の字を使用)を実施し、寛文八年(一六六八)以降には独自の絵踏を用いて藩領全域で行われるようになつた。」(二三六頁)とある。
- (17) 「岡藩の宗門改めについて」成田勝著、(『大分県地方史』第132号所収、昭和63年12月・大分県地方史研究会刊)
- (18) 平成10年3月三刷、芦刈政治監修、三重町立図書館刊。
- (19) 『五箇荘紀行』昭和63年2月、八代高等学校図書館刊。
- (20) 『大分県地方史』第134号所収、平成元年6月・大分県地方史研究会刊。

(21)

平成3年7月・鉱脈社刊、五二一・二二頁

(22)

『日南郷土史会誌』創刊号、平成2年12月、日南郷土史会誌編纂会刊

(23)

『大分県史料』第27巻・第28巻所収、大分県教育委員会刊

(24)

『大分県史料』第27巻統キリストン史料(一)の解説(豊田寛三氏執筆)参照。

(平成十一年三月二十五日稿了)